

自治基本条例に関する基本項目の検討結果（第2回、第3回検討会）

	検討項目	内 容	検 討 結 果
1	統合型とするか、独自規定型とするか	統合型：法定事項も規定 独自規定型：原則、法定外事項のみ規定	独自規定型か統合型かといえば独自規定型で検討するが、メリハリのついた分かりやすい条例にするため、必要に応じて法等に規定のあるものについてもその都度付け加えていく。
2	最高規範性	最高規範性をどのように定義付けするか。あるいは尊重する旨の規定に留めるか。	この条例が最高規範性を持った条例として尊重されるという、尊重規定を盛り込む方向で検討していく。
3	市民の定義	市民と住民を区別するか。住所要件、通勤・通学者の扱い等をどうするか。	住民投票における市民は、その趣旨から対象を広げられないが、自治基本条例については、住所を有する人だけでなく、法人等も含め広く捉え、事業者なども含めるかについて今後検討していく。
4	議会に関する規定	議会や議員の役割と責務を規定するか。	市長も議会も市民から選ばれた代表で、車の両輪なので、市長提案の条例で議会活動を拘束する内容は規定できないが、議会が果たすべき努力規定や、議会がこうあるべきという規定は入れるべき。
5	住民投票の規定	規定する場合は詳細を規定するか、別に条例で定める方式とするか。規定しない場合の理論構築はどうか。	自治基本条例では住民がどのようにすれば住民投票ができるか、という道筋を示すべき、投票結果に拘束力を持たせるよう謳うべき、等様々な意見が出たため、今後も継続して検討していく。
6	市民の知る権利	「尊重」か、それとも「保障」か。	基本的には「尊重する」という方向とし、事務局で作成したたたき台に基づき検討する。
7	第三者機関の設置	市民の権利義務の遵守や、市民参画・協働の実施状況等を監視する第三者機関を設置するか。	条例の実効性を高めるため、設置する方向とする。機関の権限や委員の人選などは今後検討する。
8	条例の改正规定	「 年毎に見直す」という規定を定めるか。改正する場合の手続きを加重するか（例、住民投票・議員の2/3以上）	最高規範性との関係が深く、市民から改正要望を担保する必要もあるので、これらを踏まえてたたき台を事務局で作成し、検討する。
9	条例文体の扱い	誰でも平易に読めるよう、優しい文体を使う旨の要望が多い	本文は解釈を統一させるため、法令用語を使用して表現するが、前文はできる限りやさしい表現とする。
10	条例の名称	固くて時代遅れとの指摘が多い	当面(仮称)静岡市自治基本条例とするが、正式な名称は市民から意見を聞きながら決定する。